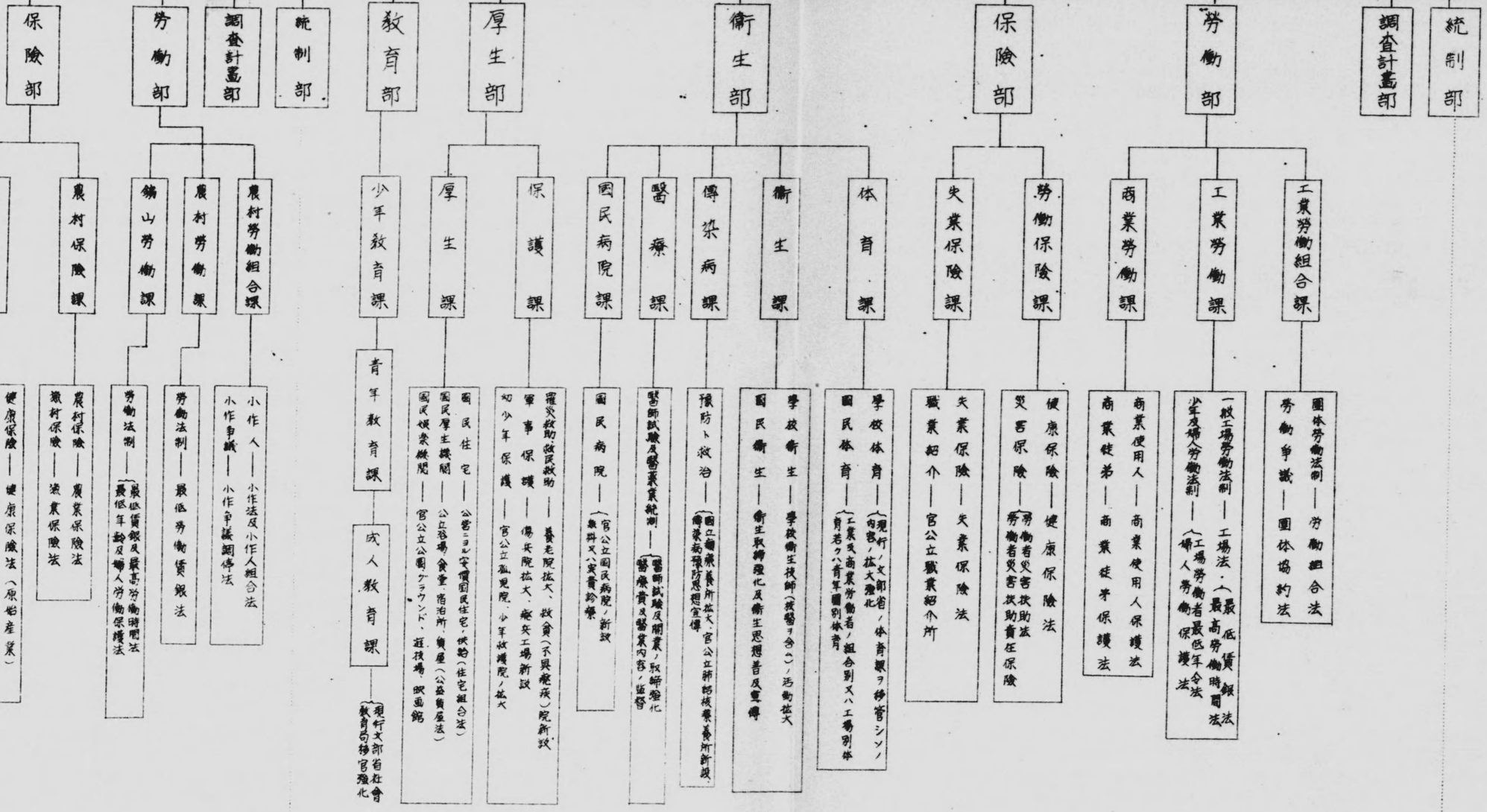

十

1. 社會政策

國民生活の安定は分配政策の適正と相俟つて初めて之を期し得べきは我國情に鑑み明かなるに我國の社會政策は從來主として勞働者の保護に重點を置き農村並に都市の中小商工業者の保護に關しては比較的等閑に附せられ勞働者と農村並に都市の中小商工業者との間に著しき不均衡を生じ國民的團結の上に憂ふべき缺陷を來せり近年徵兵檢査の成績に於ても都市と農村との間に著しき懸隔を生じ國民體力の向上上憂慮すべきものありと云はれ又都市の中小商工業者の生活は勞働者の生活に比し一般に不安定にして其の經濟的地位は漸次低下しつゝあるものと認められ國民體力の向上及衛生局の豫防醫學的施設の擴充上從來等閑に附せられたる體育課を擴大強化し之を獨立の課とし又厚生課を擴大強化して保護課を新設し之を擴大強化すると共に國民的團結の强化を圖る爲め左の如き機構の改革を必要とす

2. 社會政策

一、從來の勞働保護に關する諸法規は主として勞働者の保護を目的とせるに鑑み之を改正して勞働者の保護と共に農村並に都市の中小商工業者の保護を目的とする法規を制定すること

二、右の三、(イ)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)(ラ)(ム)(ウ)(ヰ)(ノ)(オ)(ク)(ヤ)(マ)(ケ)(フ)(コ)(エ)(テ)(ア)(サ)(キ)(ユ)(メ)(ミ)(シ)(ヱ)(ヒ)(モ)(セ)(ス)

(イ) 統制部ノ新設

(ロ) 調査計畫部ノ新設

(ハ) 勞働部ノ新設

(ニ) 保険部ノ新設

(ホ) 厚生部ノ新設

(ヘ) 教育部ノ新設

(ト) 廳社會部ノ新設

(チ) 都社會部ノ新設

(リ) 町村社會課ノ新設

(ヌ) 市社會課ノ新設

(ル) 勞働者ノ保護ニ關スル諸法規ノ改正

(ヲ) 勞働者ノ保護ニ關スル諸法規ノ改正

(ワ) 勞働者ノ保護ニ關スル諸法規ノ改正

(カ) 勞働者ノ保護ニ關スル諸法規ノ改正

(ヨ) 勞働者ノ保護ニ關スル諸法規ノ改正

(タ) 勞働者ノ保護ニ關スル諸法規ノ改正

(レ) 勞働者ノ保護ニ關スル諸法規ノ改正

(ソ) 勞働者ノ保護ニ關スル諸法規ノ改正

(ツ) 勞働者ノ保護ニ關スル諸法規ノ改正

(ネ) 勞働者ノ保護ニ關スル諸法規ノ改正

(ナ) 勞働者ノ保護ニ關スル諸法規ノ改正

(ラ) 勞働者ノ保護ニ關スル諸法規ノ改正

(ム) 勞働者ノ保護ニ關スル諸法規ノ改正

(ウ) 勞働者ノ保護ニ關スル諸法規ノ改正

(ヰ) 勞働者ノ保護ニ關スル諸法規ノ改正

(ノ) 勞働者ノ保護ニ關スル諸法規ノ改正

(オ) 勞働者ノ保護ニ關スル諸法規ノ改正

(ク) 勞働者ノ保護ニ關スル諸法規ノ改正

(ヤ) 勞働者ノ保護ニ關スル諸法規ノ改正

(マ) 勞働者ノ保護ニ關スル諸法規ノ改正

(ケ) 勞働者ノ保護ニ關スル諸法規ノ改正

(フ) 勞働者ノ保護ニ關スル諸法規ノ改正

(コ) 勞働者ノ保護ニ關スル諸法規ノ改正

(エ) 勞働者ノ保護ニ關スル諸法規ノ改正

(テ) 勞働者ノ保護ニ關スル諸法規ノ改正

(ア) 勞働者ノ保護ニ關スル諸法規ノ改正

(サ) 勞働者ノ保護ニ關スル諸法規ノ改正

(キ) 勞働者ノ保護ニ關スル諸法規ノ改正

(ユ) 勞働者ノ保護ニ關スル諸法規ノ改正

(メ) 勞働者ノ保護ニ關スル諸法規ノ改正

(ミ) 勞働者ノ保護ニ關スル諸法規ノ改正

(シ) 勞働者ノ保護ニ關スル諸法規ノ改正

(ヱ) 勞働者ノ保護ニ關スル諸法規ノ改正

(ヒ) 勞働者ノ保護ニ關スル諸法規ノ改正

(モ) 勞働者ノ保護ニ關スル諸法規ノ改正

(セ) 勞働者ノ保護ニ關スル諸法規ノ改正

(ス) 勞働者ノ保護ニ關スル諸法規ノ改正

三、以上の

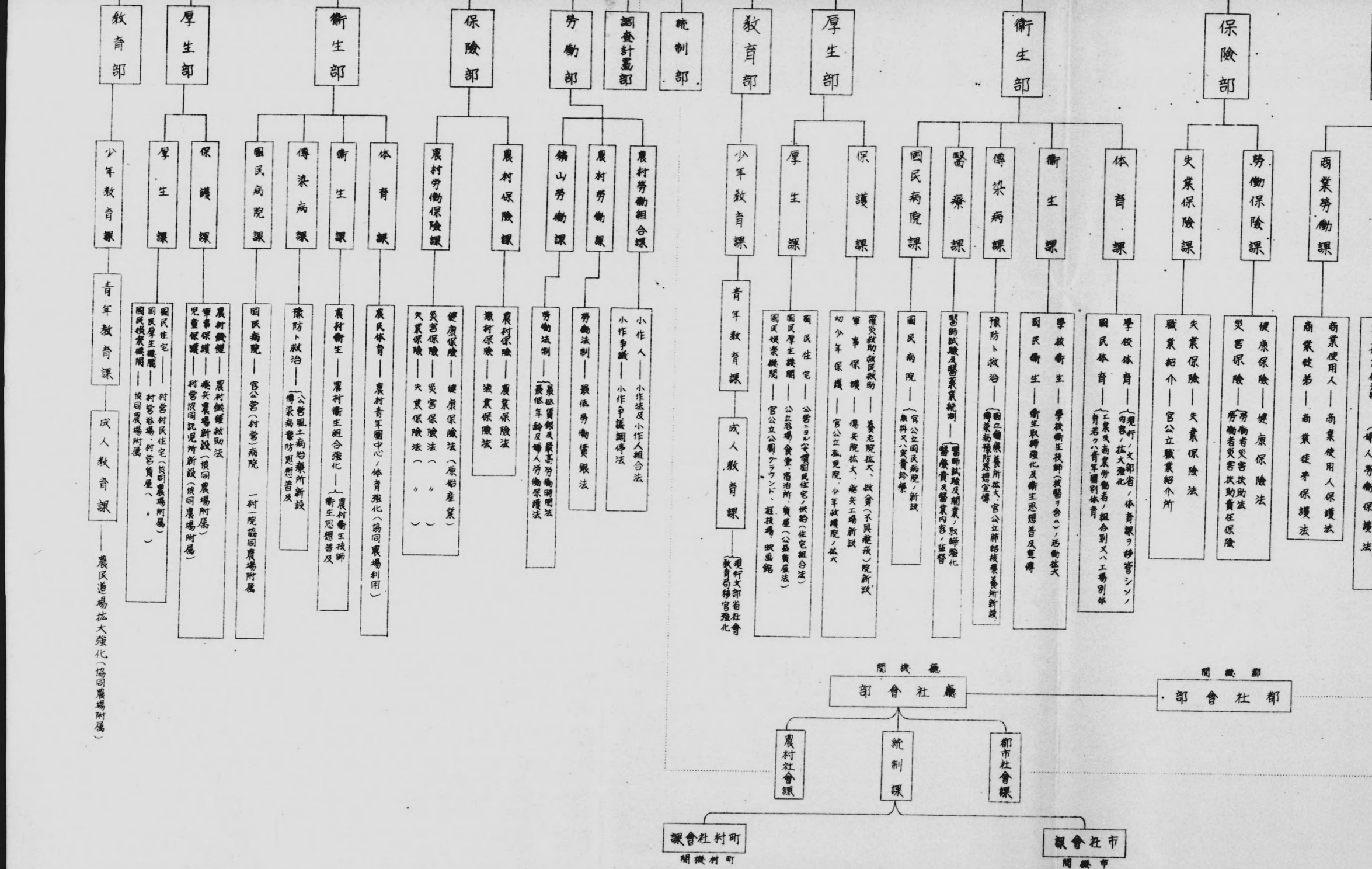

2. 社会政

一、従来の

とに二

二、右の二

(イ) 統制

(ロ) 調査

連絡

最を

(ハ) 労働

掌る

(ニ) 保険

生活

災害

(ホ) 衛生

せし

文部

がだ

急務

衛生

要す

近年

救治

近年

と共

強化

醫療

の設

(ヘ) 厚生

ずそ

(ト) 教育

機的

始め

三、以上の

ゆる

業は

部、市

社會政策綜合案要旨

第一年度（昭和十二年）計畫

1. 社會政策綜合案の根本方針

國民生活の安定は東亞政策遂行の根本條件なり、而して國民生活の安定は分配政策たる各種の社會政策の徹底によりて達成せらるるも然るに我國の現狀を見るにその社會政策は僅かに內務省の社會局及衛生局並に散在する局部的機關によりて實施せられつゝあるに過ぎず而もその相互間に有機的連絡を缺き一貫せる國策の實行せらるゝものなし。特に近年徵兵檢査の結果に於て成績の低下せるはこの事實を如實に証明するものといふべし。茲に庶政一新に際し新たに社會省を設置し右の社會局及衛生局の所管事項を統一有機化すると共に廣く文部省の社會教育局及體育課をも包含せしめ更に農林、商工其他各省中の關係事項をも統一し之を擴大強化して一大綜合社會政策を立案施行するは國民生活の安定化と共に國民保健の強化を實現する所以なり、かくて始めて東亞政策遂行の國民的礎石は確立するものといふべし

2. 社會政策綜合案實施の方法

一、從來の社會政策は都市中心主義に偏し國防徵兵の根源たる農村を輕視せり　茲に社會省を新設すると共に之を都市社會局と農村社會局とに二大別す

二、右の二局を夫々更に左の七部に分つ

(イ) 統制部は本省と地方團體との連絡統制を行ふ機關なり

(ロ) 調査計画部は各般の調査資料を蒐集し經濟參謀本部との緊密なる連絡を有する社會政策委員會の指導下にあつて社會政策の實施計畫を立案する

(ハ) 勞働部は之を勞働組合と一般勞働とに別ち勞働立法及その施行を掌る

(ニ) 保險部は之を勞働保險（農漁山村に於ては勞働者自身よりもその生活と不可分關係にあるその生産物に對する保險とす）と失業保險とに分つ

失業保險の內容は政府のそれとは精神を異にし之によつてむしろ自力更生的效果を發揮せしむるが如き立法精神によらざるべからず

(ホ) 衛生部は從來の消極的方針を排除し國民保健の積極的效果を發揮せしめざるべからず

文部省內の體育課を移管し學生及國民一般の健康增進を計るは之がためなり　近年の體育のスポーツ化競技化を打破するは第一の急務なり

衛生課に於ても衛生技師の增員救濟の實質化を行ひ積極的活動を要す

近年呼吸器病患者の增大せるは世界の稱に見る處なり處方なり撲滅を徹底し病源を根絶するの要あり

近年醫學教育の無責任と共に醫業機關の質の低下は醫療費の膨脹と共に國民保健の一大障害なり　醫師試驗と醫業者の監督統制の強化は一大急務なるべし

醫療國營の前提として無料若くは實費を以てする官公立國民病院の設立を必要とする所以なり

(ヘ) 厚生部は窮民の保護救助と國民大衆に對する積極的福利厚生に任ずその政策は別記の如し

(ト) 教育部は文部省の社會教育局を移管せるものにして社會政策の有機的一貫として之を實施するとき從來の概念的社會教育は茲に始めて實質的效果を發揮すべし

三、以上の諸政策の實行は勞働立法と各種の實際的施設によつて遂行せらるゝ　後者の實現には相當多額の經費を要すべし　但しこれ等の事業は決して國營たることを要せず　むしろ國家に於て統制しつゝ廳、郡、市町村等の地方自治團體に施行せしむるを適當とすべし

3. 地方機關

一、各廳に社會部を設け社會省に準じて之を都市社會課と農村社會課とに分つ。
但し第一年度に限り都市社會課のみ設く

二、各都に社會部を設け社會省の都市社會局に準じて事業を行ふ

三、市及町に社會課を設け廳の都市社會課に準じて事務を行ふ

四、地方機關中廳社會部及都社會部は社會省統制部の統制に從ふ

五、市、町、村の社會課は廳社會課の統制課の統制に從ふ

市社會課
市長間

町村社會課
町村長間

1 社會省の新設（都市社會局）

一、現行內務省の社會局及衛生局を合して社會省を新設す

二、第一年度は都市社會局のみを設く　之を統制部、調査計画部、勞働部、保險部、衛生部、厚生部の六部に分つ　事務の內容は第一年度は大体從來の內務省の事務を基礎として行ふ

三、第一年度の社會省の豫算は從來の社會局及衛生局の總算と大差なかるべし

四、社會省に特に社會衛生官を置き衛生の積極的取締の必要に應じて警察官と同樣なる權限を與ふ

會局）

物を合して社會省を新設す

と設く　之を總制部、調査計画部、労働部、保険

に分つ　事務の内容は第一年度は大体従来の内務

業の社會局及衛生局の繰算と大差なかるべし

置き衛生の積極的取締の必要に應じて警察官と同

に準じて之を都市社會課と農村社會課とに分つ、

會課のみ設く

の都市社會局に準じて事業を行ふ

都市社會課に準じて事務を行ふ

會部は社會省總制部の統制に從ふ

會課の統制課の統制に從ふ

1. 社會省の擴大（都市社會局）

一、文部省の社會教育局と体育課とを應して社會省に合併し教育部を新設す　更に衛生部中に都市体育課を新設す　都市社會局第二年度の経費は文部省の社會教育局と体育課のそれと大差なかるべし

二、労働部の積極的活動開始

(1) 調査計画部との協力によって工業労働組合法、最高労働時間法、婦人労働保護法、商業便用人及徒弟保護法の調査立案に着手

(ロ) 工場法、労働爭議調停法、工場労働者最低年齢法の改正立案に着手

2. 社會省（農村社會局）

一、第一年度の都市社會局に準じて農村社會局を設置す　内務省社會局及衛生局の農村関係事項及農林省及商工省関係事項の一部を之に移管す　但しその積極的活動は第三年度以降とす

二、官制は都市社會局に準ずるもその事業内容は大差あり

1. 社會省（都市社會局）

一、第二年度の改正案を成立せしめて施行す　但し

せず

二、第二年度の各種労働立法は引続き研究立案を

の拙載成立せざるが故にこの種労働立法は成

三、保険部の活動開始

調査計画部と協して現行の健康保険法及災害

四、新たに失業保険法の立案に着手す

五、現行の官公立職業紹介所を拡大して各種の改

2. 社會省（農村社會局）

一、農村社會政策委員會指導の下に労働部と調査計

人組合法、小作爭議調停法の研究立案に着手す

二、村営共同農場法を研究立案し年内に之を施行す

農場に対しては漸定法により之を統制す

三、保険部に於ても労働部と同様に左の諸法律の立

農業保険法、漁業保険法、健康保険法、災害

案に着手

四、労働部鑛山労働課に於ても左の諸法律の立案に

鉱山労働最低賃銀法、同最高労働時間法、同

3. 地方機関

一、社會省農村社會局に準じて各廳に農村社會課を設置す

二、農村青年團を中心とする体育強化運動開始設同

村に社會課を置き各廳社會部統制課の指導を受けつゝ農村社會政策

を行ふ

三、村社會課は農村社會政策の中心なるが故に凡ての政策は村へ特に村

衛生技師の設置と衛生思想普及宣傳

村営病院の新設

共同農場設置に附属して必ず一個の村営病院を

巡回し無料又は実費診療とす　経費なき場合は

四、農村道場を拡大強化し農村社會教育の中心たら

附属せしむ

営協同農場を中心として）を中心として行はざるべからず・

省（都市社會局）

一年度の改正案を成立せしめて施行す　但しこの労働立法は特に経費を要

一年度の各種労働立法は引続き研究立案を要す、第三年度迄は國権社會史

成立せざるが故にこの種労働立法は成立見込みなきがためなり

部の活動開始

計画部と協力して現行の健康保険法及災害保険法の改正に着手す

に失業保険法の立案に着手す

の官公立職業紹介所を拡大して各種の改善を行ふ（新規積算を伴ふ）

省（農村社會局）

村社會政策委員會指導の下に労働部と調査計画部と協力して小作法、小作

合法、小作爭議調停法の研究立案に着手す

設同農場法を研究立案し年内に之を施行す、本法施行前に既に成立せる

場に対しては新定法により之を統制す

部に於ても労働部と同様に左の諸法律の立案に着手す

業保険法、療養保険法、健康保険法、災害保険法、失業保険法の調査立

案に着手

動部鑛山労働課に於ても左の諸法律の立案に着手す

山労働最低賃銀法、同最高労働時間法、同最低年齢法、同婦人労働法

機関

青年團を中心とする体育強化運動開始（設同農場を利用す

衛生組合を改善して農村衛生を強化す

技師の設置と衛生思想普及宣傳

病院の新設

同農場設置に附属して必ず一個の村営病院を設置せしむ、中央より醫師を

し經料又は實費診療とす　経費なき場合は村債を発行せしむ

道場を拡大強化し農村社會教育の中心たらしむ　設同農場には必ず之を

1. 社會省（都市社會局）

一、第一年度及第二年度を通じて調査立案中なりし各種労働法（労働組合法その他）を成立せしめて施行す　但しこの労働立法は特に経費を要せずはず

二、第三年度に改正に着手せし保険法を成立せしめて施行す　政府の負担部分増加するが故に新規経費を要す

三、失業保険法の成立実施　但し日本独特の精神による失業保険とし始具を受けつゝ無為にして暮すに非ずして自力更正的資金を支給することゝする、従て政米諸国の如き巨額の経費を要せず　但し新規経費を要すること當然なり

四、衛生部の活動開始（新規経費を要す）

(イ) 都市保育課の活動

(ロ) 衛生課の活動 ― 学校体育と国民体育の強化

(ハ) 傳染病課の活動 ― 官立療養所設置（民間療養所買收による内容改善）と模範的官立肺結核療養所新設（一應五ヶ所平均全国大五ヶ所）

(ニ) 醫療課の活動 ― 醫師試驗と醫薬業の徹底的監督

(ホ) 国民病院新設 ― 新設には民間病院買收による無料又は実費国民病院の模範的内容改善、一應五ヶ所全国大五ヶ所

五、教育部の活動 ― 従來の社會教育の方法、内容範囲の改善、回数の増加による充実強化（新規予算）

2. 社會省（農村社會局）

一、第三年度立案の労働法中小作法その他の法律（一）、鉱山関係労働法（四）を実施す（新規経費を要せず）

二、都市と並んで農村衛生部の活動開始

(イ) 体育課

農民体育の強化運動を行ふ、設同農場利用

(ロ) 衛生課

従來の形式無能なる農村衛生組合を解体し再組織して農村衛生技師の増員活動、衛生思想普及に努む

(ハ) 傳染病課　悉防運動、思想普及に努む

(ニ) 国民病院課

国民病院は公営を原則とするも模範的官営国民病院として村を単位として一應につき三〇個全国合計約四百個建設

三、厚生部の活動

農村厚生は原則として公営とするも軍事保護のため一應一個全国一三個の廃兵農場新設

四、教育部の活動

農民道場を中心として社会教育に努力するも各村と協力して地方的特色ある教育を行ふ

3. 地方機関

一、社會省の都市社會局及農村社會局の活動と呼応して地方機関を動員して全面的活動を行ふ

二、廳、都、市、町に夫々国民病院を新設す

三、各村の設同農場に必ず村営共同託児所附属設置せしむ

四、都、市、町、村に国民住宅を設置す、特に設同農場に附属して村営住宅を設け村の青年をして共同生活を行はしむ

五、設同農場に附属して村営浴場、各種の村営慰安設備を設く

1 社會省（都市

一、厚生部の積極的活動

(イ) 保護課の活動

a. 官立養老院増設

b. 官立傷兵院増設

c. 官立救貧院新設

d. 官立廃兵工場新設

e. 官立少年教護院新設

f. 官立孤児院新設

(ロ) 厚生課の活動

官立厚生機関の設置の改正を行ふ

a. 住宅組合法改正

b. 公益質屋法改正

2 社會省（農村

一、第四年度の政策を実

二、第三年度立案の各種

3. 地方機関

一、公立肺結核療養所を

二、公立国民病院の増加

三、公立養老院、孤児院、

四、公営国民住宅の供給

五、公営の共同浴場、簡易

六、公営慰楽機関の設置

側へば公園、遊園地、

第五年度（昭和十六年）計畫

1 社會省（都市社會局）

一、厚生部の積極的活動（新規擴張）

(イ) 保護課の活動

a. 官立養老院增設（一ヶ所、全國二六ヶ所）

b. 官立傷兵院增設（一ヶ所、全國一三ヶ所）

c. 官立救貧院新設（一ヶ所、全國二六ヶ所）

d. 官立廢兵工場新設（一ヶ所、全國一三ヶ所）

e. 官立少年教護院增設（一ヶ所、全國一三ヶ所）

f. 官立孤兒院新設（一ヶ所、全國一三ヶ所）

(ロ) 厚生課の活動

官立厚生機關の設置は第六年度とし且つ主として地方團體に委せ左の法律の改正を行ふ

a. 住宅組合法改正實施

b. 公益質屋法改正實施

2 社會省（農村社會局）

一、第四年度の政策を更に擴大強化す

二、第三年度立案の各種保險法を實施す

3 地方機關

一、公立肺結核療養所を縣、都、市に設置せしむ

二、公立國民病院の增加

三、公立養老院、孤兒院、少年教護院の設置

四、公營國民住宅の供給

五、公營の共同浴場、簡屋、公設食堂、宿泊所等の設置

六、公營娛樂機關の設置

例へば公園、遊園地、グランド、映畫館など、

第六年度（昭和十七年）計畫

1 社會省（都市社會局）

一、都市社會局衛生部の活動を一層強化す

(イ) 官立肺結核療養所を一ヶ所十ヶ所全國百三十ヶ所に增設す

(ロ) 官立國民病院を一ヶ所十ヶ所全國百三十ヶ所に增設す

二、厚生課の活動を強化し官營國民住宅の增加と官營の國民娛樂機關の增設を計る

三、社會教育を徹底し特に國家觀念の養成と大陸政策の遂行に對する認識を深からしむ

2 社會省（農村社會局）

農村社會政策の全面的拡大強化を行ふ

3 地方機關

第五年度の各種の施設を更に一層の徹底を計る

社

1 社會

一、勞

(イ)

(ロ)

二、

三、

(イ)

(ロ)

(ハ)

二、保

(イ)

(ロ)

(ハ)

(ホ)

(ヘ)

(ト)

三、衛

(イ)

(ロ)

(ハ)

(ニ)

(ホ)

四、厚

(イ)

(ロ)

(ハ)

(ニ)

(ホ)

(ヘ)

(ト)

五、教

社

2 社會

一、勞

(イ)

(ロ)

(ハ)

二、保

(イ)

(ロ)

(ハ)

三、衛

(イ)

(ロ)

(ハ)

(ニ)

四、厚

(イ)

(ロ)

(ハ)

(ニ)

(ホ)

3 地方

一、衛生部

(イ)

(ロ)

(ハ)

二、教育

(イ)

(ロ)

(ハ)

(ニ)

(ホ)

(ヘ)

(ト)

(チ)

社會政策六ヶ年計畫の總結果

1. 社會省（都市社會局）

一、勞働部
　イ、勞働組合法の制定實施
　ロ、團体協約法の制定實施
　ハ、最低賃銀法の制定實施
　ニ、最高勞働時間法の制定實施
　ホ、婦人勞働保護法の制定實施
　ヘ、商業使用人及徒弟保護法の制定實施
　ト、工場法、勞働爭議調停法、工場勞働者最低年齢法の改正實施

二、保險部
　イ、健康保險法、災害保險法の改正實施
　ロ、失業保險法の制定實施
　ハ、官公立職業紹介所の改善と拡大

三、衛生部
　イ、學校体育及一般國民体育の徹底
　ロ、學校衛生及一般國民衛生の徹底
　ハ、官立綜合療養所設置
　ニ、官立肺結核療養所を全國百三十ヶ所設置
　ホ、官立國民病院を全國百三十ヶ所に增設す

四、厚生部
　イ、官立養老院　全國二十大ヶ所
　ロ、官立傷兵院　全國十三ヶ所
　ハ、官立救貧院　全國二十大ヶ所
　ニ、官立癩兵工場　全國十三ヶ所
　ホ、官立少年教護院全國十三ヶ所
　ヘ、官立孤兒院　全國十三ヶ所
　ト、住宅組合法、公益質屋法の改正實施

五、教育部
　社會教育の徹底

2. 社會省（農村社會局）

一、勞働部
　イ、小作法及小作人組合法の制定實施
　ロ、小作爭議調停法の制定實施
　ハ、最低時間及最高勞働時間法制定實施（鉱山）
　ニ、最低年齢及婦人勞働保護法制定實施（〃）

二、保險部
　イ、農業保險法、蠶業保險法の制定實施
　ロ、漁船保險法、災害保險法、失業保險法の制定實施

三、衛生部
　イ、農村青年團による農民体育強化
　ロ、農村衛生組合を強化して農村衛生を計る
　ハ、公營風土病療所設置、傳染病予防宣傳
　ニ、官立國民病院を村を單位として全國四百個設置

四、厚生部
　イ、農村饑饉救助法制定實施
　ロ、官立癈兵農場を全國に十三個設置

五、教育部

3. 地方機關

一、衛生部及厚生部
　イ、協同農場を中心とする農民体育強化
　ロ、農村衛生組合の改善強化による農村衛生の合理化、衛生技師增加、衛生思想普及
　ハ、傳染病予防とその思想普及
　ニ、協同農場に附屬する村營國民病院全國約三千個の予定
　ホ、協同農場に附屬する村營託兒所全國約三千個
　ヘ、協同農場に附屬する村營共同住宅全國約三千個
　ト、協同農場に附屬する村營娯樂場全國約三千個
　チ、協同農場に附屬する村營娯樂機關設置

二、教育部
　イ、協同農場に附屬して必ず一個宛農民道場を設置せしむ全國約三万個
　ロ、農村社會教育の徹底

六年度（昭和十七年）計畫

會省（都市社會局）

都市社會衛生部の活動を一層強化す
官立肺結核療養所を一處十ヶ所全國百三十ヶ所に增設す
官立國民病院を一處十ヶ所全國百三十ヶ所に增設す
厚生課の活動を強化し官營國民住宅の增加と官營の國民娯樂機關の
增設を計る
社會教育を徹底し特に國家觀念の養成と大陸政策の遂行に対する認
識を深からしむ

會省（農村社會局）

的社會政策の全面的拡大強化を行ふ

方機關

五年度の各種の施設を更に一層の徹底を計る

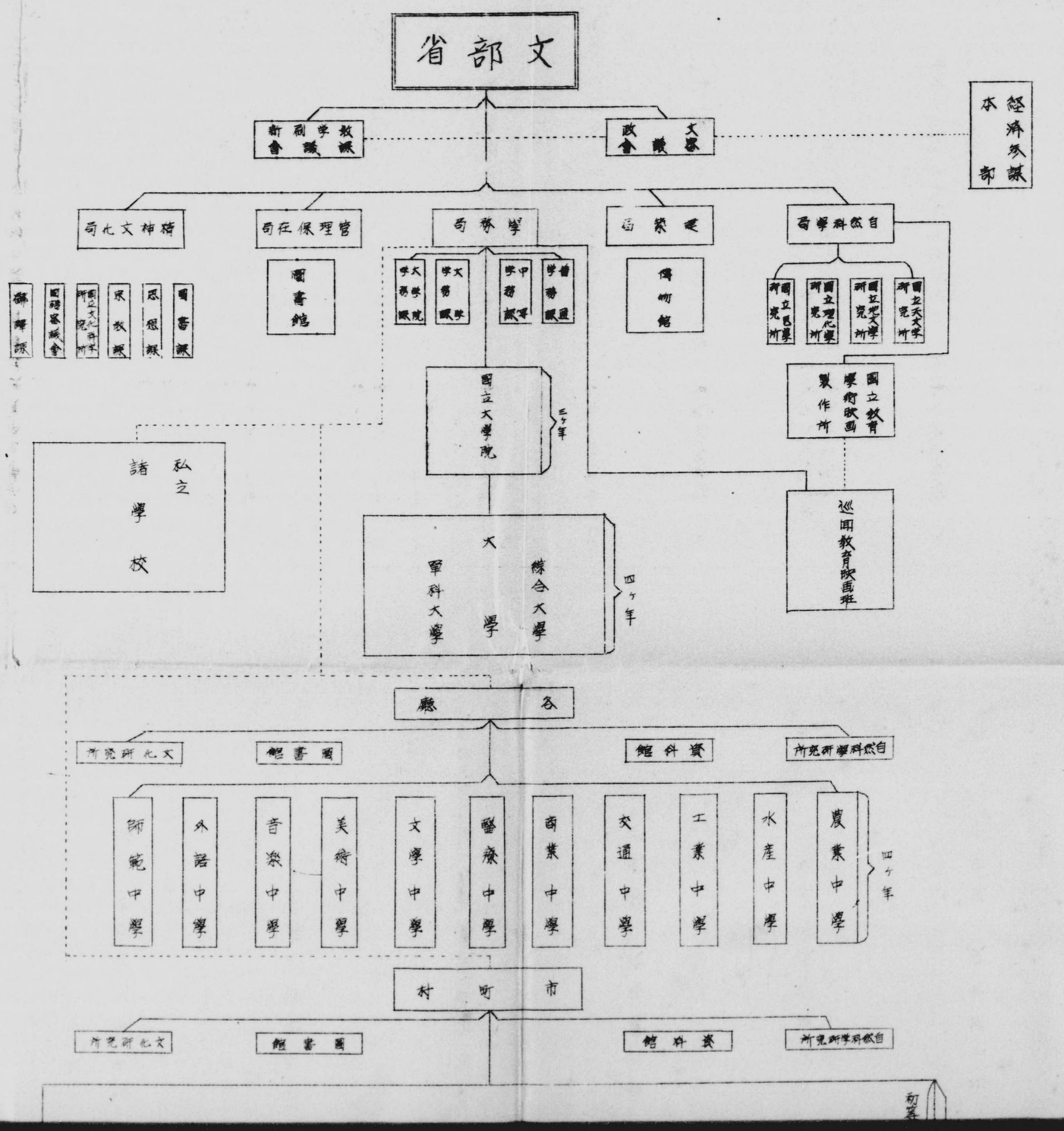
文部省
教育刷新審議会
文化審議会
経済参謀本部
宗務課
文化財保護委員会
国立国会図書館
博物館
自然科学研究所
国立民族学博物館
国立極地研究所
国立遺伝学研究所
国立天文台
国立教育映画製作所
巡回教育映画班
国立大学院
二ヶ年
大学
総合大学
単科大学
四ヶ年
私立諸学校
都道府県
市町村
師範中学
外語中学
音楽中学
美術中学
文学中学
医療中学
商業中学
交通中学
工業中学
水産中学
農業中学
四ヶ年
図書館
資料館
文化財研究所
自然科学研究所
初等

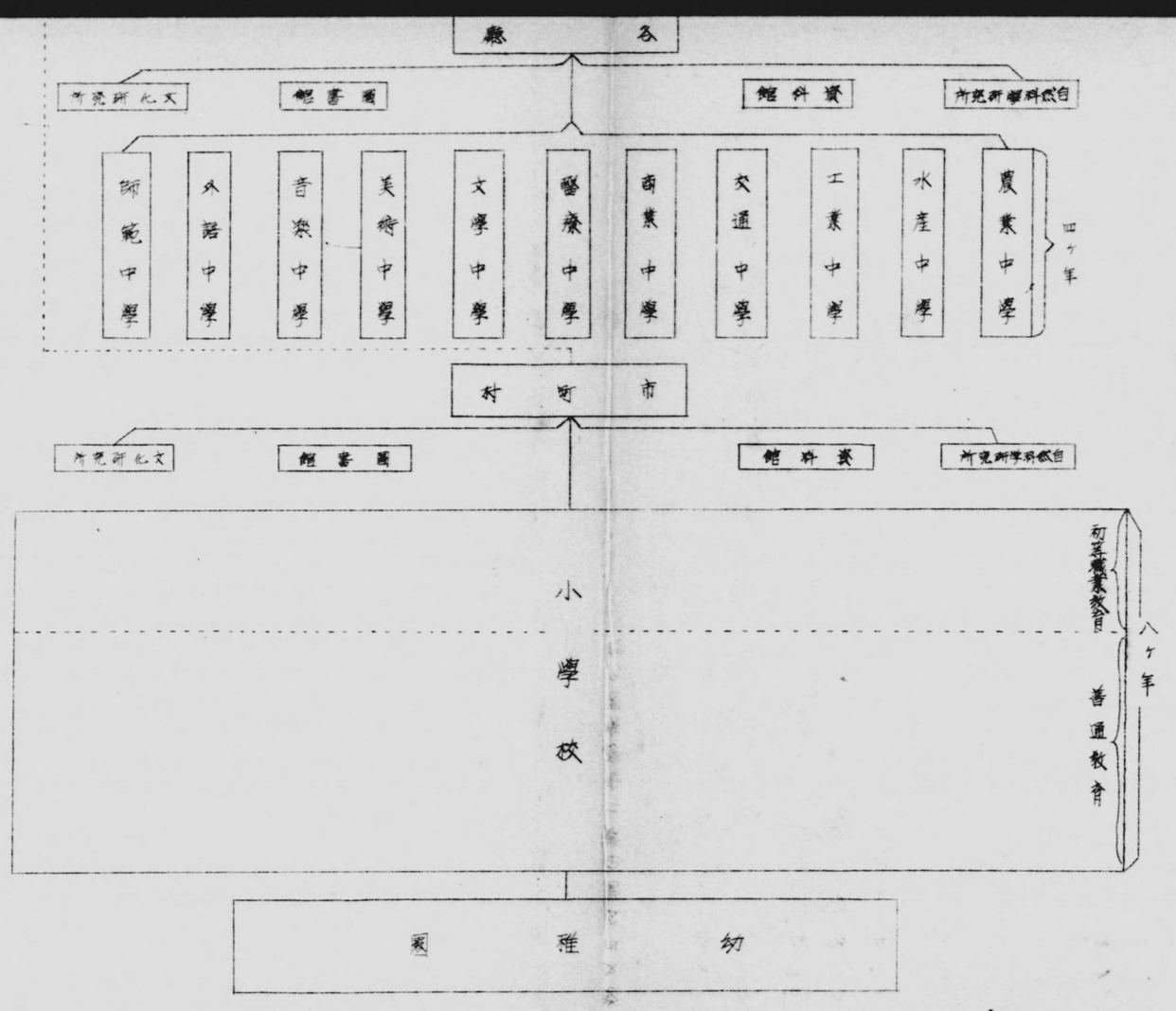

教育制度改造案要旨

1. 學校系統改革

(イ) 幼稚園（滿四才ー滿五才）　現在の乱立せる幼稚園を統一し之を市町村の経営として、幼児の合理化を図るとともに貧窮なる村、町に対してはこれらの団体より専属の教師をしてその教育を普及徹底すべし。

(ロ) 小学校（滿六才ー滿十三才）　八ヶ年を義務教育期間とし、高等小学校はこれを廃止す。普通教育を施し第六学年より第八学年の午前に農業、水産、工業、交通、商業等職業教育をその地方の実情と学童の適性に應じて実施す。この三ヶ年間の成績に鑑み且つ最適なる科学的適性検査によりて優秀を選抜して中学に進む

(ハ) 中　学（滿十四才ー滿十七才）　四ヶ年を中等教育の期間とす。現在の中学校は高等学校の予科たるに止まり、その卒業生は何等実際に於て役立つ能はず。故に中等教育を擴充して農業、水産、工業、交通（鉄道、海運、航空、通信）商業、医学、美術、音樂、外語の諸中学に分つ。現在の師範学校を改善す。交通中学の殊科として航空部を置き、之によりて飛行士の養成を計る。医療中学を設けたるは之によりて医師配給の問題を解決せんが為なり。等教育に於ては特殊の必要を除き、英語を廃止し、之に代りてエスペラントを課し、外国語を専門に研究する外語中学を置く

(ニ) 大　学（滿十八才ー滿二十四才）　四ヶ年を大学の期間とす。現在の高等専門学校の一部を廃止し、一部を昇格して大学とし、専門教育を徹底を期す。現在の高等師範学校を廃して専門教育機関に変更す。

(ホ) 大学院（滿二十二才ー滿二十四才）　三ヶ年に於ての蘊奥を究むる者の為に大学院を置き、研究の最高機関とす

2. 學制改革の力点

(イ) 中学以上の教育費をも総て国家又は縣の負担之により国民に教育の機会均等を徹底し、人事の途を開くとともに、卒業後の就職に対する指令権を確立す。

(ロ) 中学以上の学校に寄宿舎を完備し、規律的団練を行ふ。

(ハ) 中学以上の学生は一週一定時間国営若しくは企業に勤務し、理論的研究と共に実地研究を行ふ

(ニ) 小学上級生にエスペラントを課す。中学に於ては随意科目とし、エスペラントを必修科目とエスペラントを以て将来大陸政策遂行後に於てすべき数百に亙る東洋民族の第二公用語とせんなり

(ホ) 文部省直轄の教育学術映画製作所建設、巡回班を組織して全国学校に巡回映写す。

(ヘ) 巡回講師制度を設け、教授間の学問を打破す

(ト) 修学過程に於ける男女の差別を撤廃し、機会等を與ふ。

要旨

現在の乱立せる幼稚園の経営として、幼児教育もに會館なる対、師資に体より專屬の教師を養成徹底すべし。

オ）八ヶ年を義務教育の学校はこれを廃止す。この学年より第八学年の二ケ工業、交通、商業等の初方の実情と学重の適性との三ケ年間の成績に徴し的適性検査によりて優秀生

オ）四ケ年を中等教育中学校は高等学校の設備の卒業生は何等実際に改に中等教育を継て専門ちて農業、水産、工業、外語の諸中学に分つ。児す。交通中学の殊科としによりて飛行士の養成にけたるはこれによりて農村を解決せんが為なり。中の必要を除き、英語を廃スペラントを課し、更に

オ）四ケ年を大学教育高等専門学校の一部を廃て大学とし、專門教育の高等師範学校を廃し、之更す。

オ）三ケ年に於て学術馬に大学院を置き、学術

て国家又は縣の負担とす。会均等を徹底し、人材登業後の就職に対する國家

を完備し、規律的団体訓

定時間国営若しくは公営と共に実地研究を行ふ。

トを課す。中学に於テ英ラントを必修科目とす。陸教案遂行後に於て包囲の第二公用語とせんが為

画製作所建設、巡回映画回映写す。

夜間の学園を打破す。

差別を徹底し、機会の均

第一年度（昭和十二年）計画

1 小學校義務教育八ヶ年制度の準備開始

(1) 二學年延長に伴ふ校舎の建増準備着手。
但し現在高等小學校にありてはその校舎を以て之に充つ。

(ロ) 小學校上級學年に実施すべき初等職業教育設備及び講習完成

(ハ) 中學に進級せしむべき優秀児童の専門科目選定に関する科學的適性検査の方法を理學育家の綜合意見により確立す。

(ニ) 小學教育費國庫金補助負担に伴ふ國家豫算案計上

2. 中學制度改革準備開始

(イ) 現在の中學を農業、水産、工業、交通、商業、医療、文學、美術、音樂、外語、師範の各分科編成、替すべき諸準備に着手

(ロ) 之に伴ふ中學教諭の講習及び專門に從ふ一部準備開始

(ハ) これら中學に設備すべき機械その他の施

(ニ) 各中學に附属すべき寄宿舎工事開始

軍隊式建築、鉄筋コンクリート建（
整用を兼ぬ）勉強室一人一室主義、
娯楽室、図書室を含む。

第二年度（昭和十三年）計画

1. 小學校八ヶ年制度の開始

(イ) (イ) 満七才に達したる旧制度學齢児童第一學年

(ロ) 満六才に達したる新制度學齢児童新第一學

學

(ハ) 上級學年初等職業教育設備及び講習完成

2. 中學制度改革準備開始

(イ) 現在の中學を農業、水産、工業、交通、商業、医療、文學、美術、音樂、外語、師範の各分科編成、替すべき諸準備に着手

(ロ) 之に伴ふ中學教諭の講習及び專門に從ふ一部準備開始

(ハ) これら中學に設備すべき機械その他の施

(ニ) 各中學に附属すべき寄宿舎工事開始

軍隊式建築、鉄筋コンクリート建（
整用を兼ぬ）勉強室一人一室主義、
娯楽室、図書室を含む。

3. 大學制度改革に対する具体案の計究

同豫算案計上

4. 大學院制度設置に関する具体案の計究

同豫算案計上

5. 教育・學術映画製作所建築開始

3. 大學制度改革準備一部開始

專門學校を大學に昇格、高等學校を農業、水産、交通、商業、医科、文學、美術、音樂、外語の諸大學に編成替し、それに必要なる諸施設工事に着

4. 大學院制度設置の具体案作成

5. 教育・學術映画製作所建築準備着手

二十

第二年度（昭和十三年）計画

掌教八ケ年制度の開始
オヒオに連しにる旧制度學校児童第一學年に入學
大オに連しにる新制度學校児童新第一學年に入學

上級學年初等職業教育設備及び講習完成

學制度改革準備開始

現在の中學に農業、水産、工業、交通、商業、
文學、美術、音樂、外語、師範の各分科中學に
改むべき諸準備に着手

之に伴ふ中學教諭の講習及び專門に従ふ一部移動
備開始

これら中學に設備すべき機械その他の施設工業

各中學に附属すべき寄宿舎工事開始
軍隊式建築
煉瓦用鉄筋
堅牢を兼建
四階建
書ノ鉄筋
建物鉄筋
と吸堅コ
合堅ーン
むクリ
ート
主
義建へ
、食戦
堂事
、防

學制度改革準備一部開始
學校名大學に早成、高等學成に
備し、其科、文學、美術、音樂、外語の
に必要なる諸施設工事に着手す。

學院制度設置の具体案作成

育・學術映画製作所建築開始

第三年度（昭和十四年）計画

1. 小學校八ケ年制度基礎工作完了
上級學年に対する初等職業教育実施

2. 中學制度改革準備進捗

3. (一) (イ) 大學制度改革準備進捗
大學増設施設工事進捗
高等商業学校建築工事開始

4. (イ) 大學院制度準備開始
現在の官立大學及私立大學の一部を選定して大學院とす。
(ロ) 現在の官立大學の内部講義の様なる學問と一部巡回講義制度とし、教授は三年毎に各大學をするものとす。

5. 學術映画の配給系統の研究
各地學校内における映写設備の設計

第四年度

1. 幼稚園制度改革に関す
(イ) (ロ) (ハ) 私立幼稚園と公営託児所との工場農村における幼児施設

2. 小學校より新制度中學
(イ) 科学的適性検査と
(ロ) 学選定法も指導す。
重なる口頭試問により全学年

3. 新中學制度開始
(イ) (ロ) (ハ) 新入生の教育開始
旧中學制度の下に
望と適性検査に基き
各宿舎設置
集団生活と現代

一週一時間、国

4. 大學制度改革準備完了

5. 大學院制度準備進行

6. 學術映画製作
必要に応じ探検隊
映画隊を

十

第四年度（昭和十五年）計画

1 幼稚園制度改革に関する具体案作成
(イ) 私立幼稚園を公営とし、その教育の徹底を期す。
(ロ) 公営託児所を工場地帯に設設す
(ハ) 農村における幼児教育の徹底
農繁期における託児所設置

2. 小学校より新制度中学に入学すべき優秀児童の選抜法の確立
(イ) 科学的適性検査と本人の志望とを総合し、各分科中学選定法を指導す。
(ロ) 試験方法は全学年の成績を参考とし、体格検査と簡単なる口頭試問による。

3. 新中学制度開始
(イ) 新入生の教育開始
(ロ) 旧中学制度の下に教育を受けつつある者を本人の志望と適性検査に基き新分科中学に編成替す。
(ハ) 寄宿舎を完成せる学校においては、学生をそれに収容し、集団生活と規律的行動に適応すべき習性を養成す。
(ニ) 一週一定時間、国営又は公営企業に勤務、実習を行ふ。

4. 大学制度改革準備完了

5. 大学院制度準備進行

6. 学術映画撮影開始
必要に応じ探険撮影隊を各地に派遣す。

7. 国家総訳局開設準備
諸学者をして、世界各国の自然科学及び文化科学の全分野に亘る文献を組織的に我国語及びエスペラントに翻訳し、且つ日本の文献資料を英語又はエスペラントに翻訳して世界文化の交流を計る。

第五年度（昭和十六年）計画

1 幼稚園託児所公営制度準備完成

2. 新小学制度改革完了

3. 新中学制度改革進行
中学より大学に進級すべき者の選定

4 新大学制度開始
(イ) 新入生の教育開始
(ロ) 高等学校にして単科大学に早変しうるものにありては旧制度の学生を本人の志望と科学的適性検査とを総合して各大学への編成替を行ふ。
(ハ) 寄宿舎を完成せる大学においては、学生をそれに収容し、来るべき新国家の幹部たるべき最適なる集団生活上の諸訓練を行ふ。
(ニ) 一週一定時間、国営又は公営企業に勤務実習を行ふ。

5. 大学院制度準備完了

6. 学術映画配給開始

7. 国

度（昭和十大年）計画

公営制度準備完成

準完了

準進行

進級すべき者の還定

着

月開始

して單科大学に早急したるものにあり
生を本人の志望と科学的適性検査を
への締成管を行ふ。
る大学に於いては、学生を之に収容
制度の幹部たるべき積極なる集団生
と行ふ。
備、國営又は公営企業に動務実習を行

準備完了

化開始

設準備

世界各國の自然科学及び文化科学の
献を組織的に我國語及びエスペラン
つ日本の文献資料を英語又はエスペ
て世界文化の交驩を計る。

十

第六年度（昭和十七年）計画

教育制度改造六ヶ年計画

1. 幼稚園託児所改善完了
2. 新小學制度改革完了
3. 新中學制度改革完了
4. 新大學制度改革完了
5. 大學院制度開始
6. 學術映画配給完了
7. 國家翻訳局事業開始

1. 幼児教育の向上
2. 義務教育延長に伴ふ國民学校の拡充
3. 職業教育の徹底による智識階級の調節
4. 教授法の合理化と英語備考の廃止
學修学年限の全面的短縮
5. 巡回講義制度の確立と大學の普及
6. 寄宿舎制度の下に於ける學生の錬成
7. 教育制度に於ける男女の差別撤廃
8. 学費を凡て國庫の負担とし
より来る教育機会の不平等を除去
9. 學費の國庫負担により、学
度内に於ける指令体を保持す
役一年限、国営又は公営企業に就事す
て或は農村への医師の配備を
學空運業に動員し、その他必
る人材を計画的に編成配置す
10. 或ひは又國家は殖民政策の
の子弟を卒業後海外國企業に
を得。

第六年度（昭和十七年）計画

教育制度改造六ヶ年計画の總結果

1. 幼稚園託児所改善完了
2. 新小學制度改革完了
3. 新中學制度改革完了
4. 新大學制度改革完了
5. 大學院制度開始
6. 學術映画配給完了
7. 國家飜訳局事業開始

1. 幼児教育の向上
2. 義務教育延長に伴ふ國民一般の智的水準の向上
3. 職業教育の徹底による智識階級無能力者の清掃
4. 教授法の合理化と英語偏重主義の廃棄に伴ふ中学大學修学年限の全面的短縮
5. 巡回講義制度の確立と大學に於ける學閥打破
6. 寄宿舎制度の下に於ける集団的規律生活訓練の習得
7. 教育制度に於ける男女の差別課程の徹廃と機会均等
8. 学費を凡て國庫の負担とし、之によりて貧富の差別より来る教育機会の不平等を撤廃す。
9. 學費の國庫負担により、卒業生の就職に國家は一定年度内に於ける指令職を保持す。（卒業生は國家の指定に従ひ卒業後一定年限、西部又は戸外企業に就事すべき義務を負ふ）國家は之により て或は農村への医師の配備を行ひ、或は飛行操縦士を國営堅運業に動員し、その他統制経済全般の運用に必要なる人材を計画的に編成配置することを得べし。
10. 或ひは又國家は殖民政策の必要に應じ、次男次女以下の子弟を卒業後成功國企業に動務すべき指令を行ふことを得。